

令和4年度事業計画

我が国は、国際情勢の緊張が高まる中、3年目を迎えた新型コロナウイルス感染症の影響により、国民の日常生活をはじめとして、社会経済活動などに大きな影響を及ぼしており、収束が見えない中で、業種による格差が顕著となるなど、依然として不安定な状況が続いている。

バス事業については、乗合バス、貸切バス事業ともに、新型コロナ感染症の影響により様々な課題を抱える中で、事業の継続・維持を図るべく経営努力が続けられている。

乗合バス事業においては、コロナ禍においても、地域の交通機関としての役割を果たしているが、利用者の大幅な減少は回復しておらず、一部の路線では、路線の休止・廃止も余儀なくされる厳しい事態となっている。このため地方路線では、事業者単独では、路線等の維持・継続が難しく、国、県、地方自治体等の支援措置が不可欠となっている一方、早期の日常回復を見据え、事業の継続と公共交通の維持を図っていく必要がある。

一方、貸切バス事業についても、観光、インバウンドをはじめ、需要は皆無を極めており、繰り返される移動の制約により、危機的な状況に陥っていることから、GoToトラベルなど大きな需要喚起策が望まれている。このため、コロナ収束後の感染防止対策を施したイベントや修学旅行をはじめとした、国、地方自治体、公的機関等の発信による需要の創出を要望していく必要がある。

また、これらに加え、バス業界においては、バス運転者不足の問題を抱えており、運転者確保の取組みを進めるとともに、働き方改革への対応、バリアフリー対策、Maasを始めとするIT技術の活用、などへの対応を取組んでいく必要がある。

バス事業については、長引くコロナ禍の影響や燃料価格高騰等により、経営の維持、事業の継続のための厳しい対応に追われているが、コロナ禍であっても持続可能な運行の確保に向け、個々の運行形態も考慮した、体制を整えていく必要がある。

また、引き続き、国、県、地方自治体等の支援を要望していく必要があり、現状の感染防止対策の支援のみならず、直接的な事業継続の支援を求めていくとともに、交通事業者が円滑に運行できる環境整備と需要喚起策等を要望していくこととする。

令和4年度においては、次の各項目を重点として、会員はもとより日本バス協会と連携を図りながら取組みを進めることとする。

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症による影響への対応については、バス車両においては、感染防止対策として、空気清浄機やオゾン発生装置、車内抗菌処理など設備導入を図るとともに、バスにおける感染予防対策ガイドライン等に沿って営業所、運転者、利用者に対し感染防止対策を施して

きている。しかしながら、輸送人員、観光需要は停滞のまま大打撃を受けており深刻な影響が続いている。

コロナ感染症の収束は先行きが見えないが、バスは感染防止対策を施した換気性能の高い安全な乗り物であること、また、乗合ではコロナ禍であっても運行を維持していることなどをPRし、利用促進を図っていく必要がある。

また、事業継続への運行費支援、雇用調整助成金の延長、金融支援、需要喚起策などを国、地方自治体等に直接的な支援等を要望していくこととする。

2. 乗合バス事業の維持改善及び輸送サービスの向上

(1) 乗合バス路線の維持、再編等

乗合バス事業においては、新型コロナウイルスの影響により移動需要の減少や利用者が平常時に戻らないという状況から、輸送人員の減少により極めて厳しい状況が続いている。このため、バス路線等の維持については、国や県、地方自治体等の支援措置が不可欠であることから、必要な補助制度を求めるとともに、路線網の維持に配慮した運用の見直しや、事業継続・維持のための直接的な支援を要望していくこととする。

また、経営基盤回復としての運賃改定については、利用者に対し理解を求めていくこととなるが、コロナ禍においても平常運行を維持していることなどの現状をPRし、運行の維持や公共交通の存続を求めるもので、僅かな運賃値上げでは経営基盤が回復するとはいえないが、公共交通の維持を図っていく必要がある。

3. 貸切バスの安全の確保及び運賃料金制度への取組み

(1) 貸切バスの安全の確保

貸切バス事業においては、安全・安心な貸切バスの運行を第一に、安全対策を講じてきているが、更なる安全対策の徹底、適切な安全投資の確保を図りながら、旅行需要の回復に備え、旅行業界とも連携し、需要の拡大を図っていくこととする。貸切バスの現状はコロナ感染症対策としての安全対策に追われているが、感染防止対策を徹底したうえで、GoToトラベルの早期再開、団体旅行への優遇等により、貸切バス需要が増大するよう、需要喚起策や利用回復のためのPRを実施していくこととする。

貸切バス事業者への巡回指導については、貸切バス適正化センターと業務委託を受けた新潟県バス協会が実施しているが、バス事業者にとってメリットのある巡回指導を目指していくこととする。

貸切バス適正化センターに対しては、巡回指導における事業者負担の軽減と効果的な指導を図るため、バス事業本来の適正化を目指し、形式的な運用ではなく、巡回営業所の適切な選択と適

切な事業者毎の指導を求めるもので、不適切な事業者の退出が進むよう適正化機関に対し必要な協力を行うこととする。

また、国に対しては、優良バス事業者への軽減措置や負担金に対する国等からの支援を求め、要請していくこととする。

(2) 貸切バスの運賃・料金制度への取組み

地域経済の活性化や観光産業の基盤となっている貸切バスによる観光・団体旅行等は影をひそめ、必要最小限の移動のみの需要の中で、事業継続が続けられているが、需要が少ないため、一部で運賃・料金のダンピングや需要の奪い合いが見受けられる。

貸切バスの運賃・料金制度については、安全な輸送サービスを安定的に提供するための経営基盤として設けられていることから、コロナ禍で需要の少ない状況ではあるが、引き続き運賃・料金の適正收受をはじめとする運送引受について、事業の根幹として法令遵守に努める取組みを強化していく必要がある。

4. バス運転者の確保対策と働き方改革について

バス運転者の確保については、コロナ禍の影響により様々な対応を図っているが、運転者不足は引き続き逼迫している状況にある。

また、貸切バス事業におけるバス運転者については、自宅待機等を余儀なくされている状況もあることから、引き続き雇用の継続・維持に努めていく必要があり、雇用調整助成金の活用とも合わせ取組んでいく必要がある。

一方、大型二種免許取得要件の緩和については、年齢要件を19歳以上に、普通免許取得後の経験年数を1年以上に引き下げる「改正道路交通法」が令和4年5月13日に施行されることとなっている。

また、働き方改革については、労働基準法の改正により、自動車運転者業務については、令和6年度から時間外労働が960時間以内に規制されることとなっていることから円滑な実施に向け対応を取組んでいく必要がある。

5. 事故防止・安全輸送対策の推進

バス事業の根幹として、安全の確保を第一にかかげ事故防止、安全対策を推進していくこととする。

令和4年度は、国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2025」、日本バス協会の策定した「バス事業の総合安全プラン2025」の目標達成に向け事故防止対策を着実に推進していくことするとともに、安全輸送対策の一環として、運行管理の高度化を目指し、遠隔点呼等の導入を進め

ていくこととする。

また、自然災害やテロ対策、バスジャック対策等についても、乗客の安全と輸送力の確保に万全を期し、関係機関とも連携し強化を図ることとする。

6. 交通バリアフリー及び環境対策の推進

公共交通事業者等に対する改正バリアフリー法が令和3年4月1日から施行されている。

路線バスについては、ノンステップバスの導入が進んでいるが、コロナ禍により車両代替への投資が非常に厳しい中、新たな整備目標として（2025年度まで）約80%に引き上げられていることから、導入率の向上に努める。

高速バス・空港アクセスバスについては、バリアフリー法の適用対象となっているが、トランクルームの必要性などから適用除外認定車両として取り扱われている。

環境対策については、エコドライブの推進、低燃費車等の導入促進を進めるとともに、アイドリングストップや低炭素社会への推進を図ることとしている。

日本バス協会では、9～11月を「バスの環境対策強化期間」として設定し、燃費にかかわる車両の点検整備や急発進・急加速を避けた無理のない運転の励行に取り組む運動を行うほか、エコドライブ推進運動や黒煙クリーンキャンペーン等を推進することとする。

さらに、電気バス等環境対応型のバスの実用化について、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に向けた自動車政策の情報周知を行っていくこととする。

7. 運輸事業振興助成交付金事業

(1) 交付金地方事業として、乗合バス事業者を対象に施設整備助成事業をはじめ、会員事業者に対するバス輸送サービス改善事業、安全運行対策事業、指導研修事業、環境対策事業等について、効率的な運用を図るとともに、助成制度の利用・活用に努めることとする。

(2) 日本バス協会交付金事業の「バス利用者施設等整備事業」、「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「運転者人材確保対策事業の大型二種免許取得養成助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」等に係る活用を推進するための情報提供に努めることとする。

(3) 安全運行対策事業の一環として、運転者に係る適性診断の計画受診の促進と「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策事業」のスクリーニング検査費用、MRI健診費用及び運転記録証明取得費用を助成し、安全運行の確保に努めることとする。

8. その他、広報活動の推進

バスの利用促進やバス車両の感染防止対策を講じている旨のPRなど、バス事業に係るPRや

業界のイメージアップなどを図ることを目的として、あらゆる機会を捉え広報活動を展開していくこととする。

そのため、ホームページ、マスメディア、「バスの日」行事等を通じ、広く一般に対し広報を図るとともに、会議等各種機会を通じ、バス事業の役割や公共性・重要性について理解を求めていくこととする。